

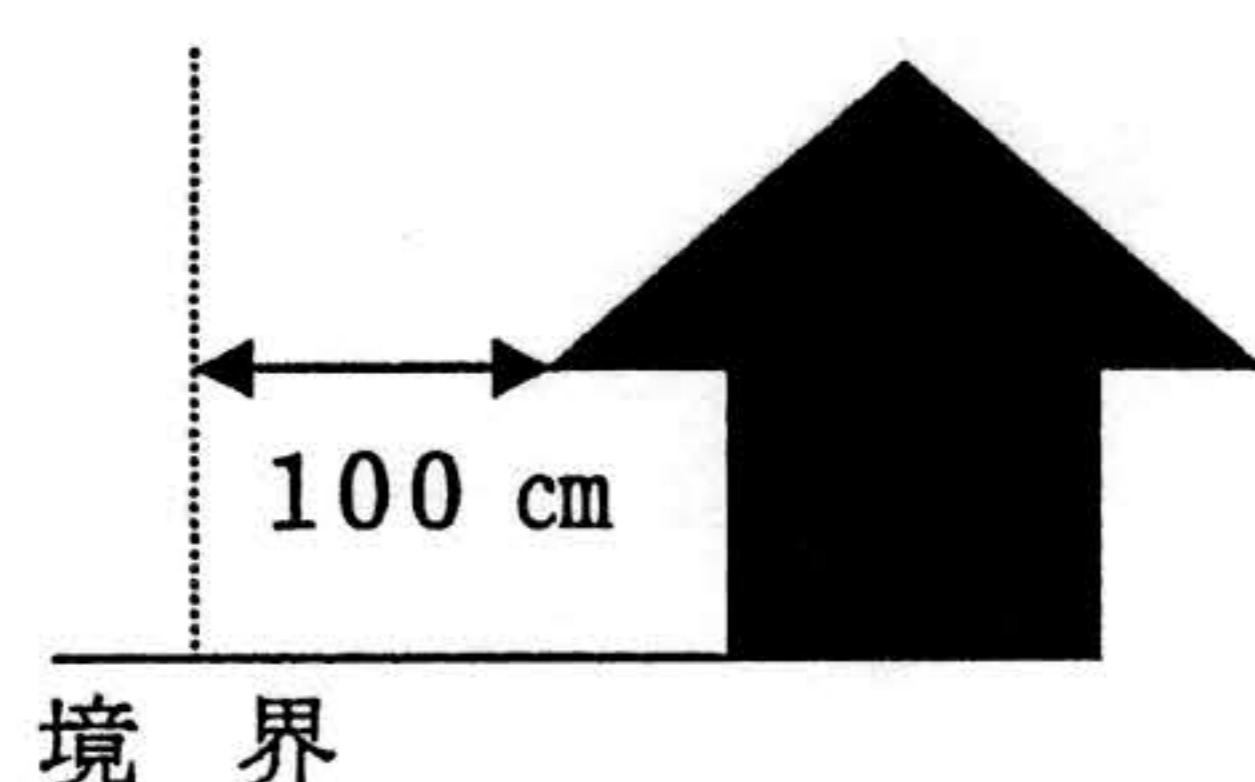
建 築 協 定

住みよいまちづくりを目指し、下記の建築協定の厳守をお願いします。

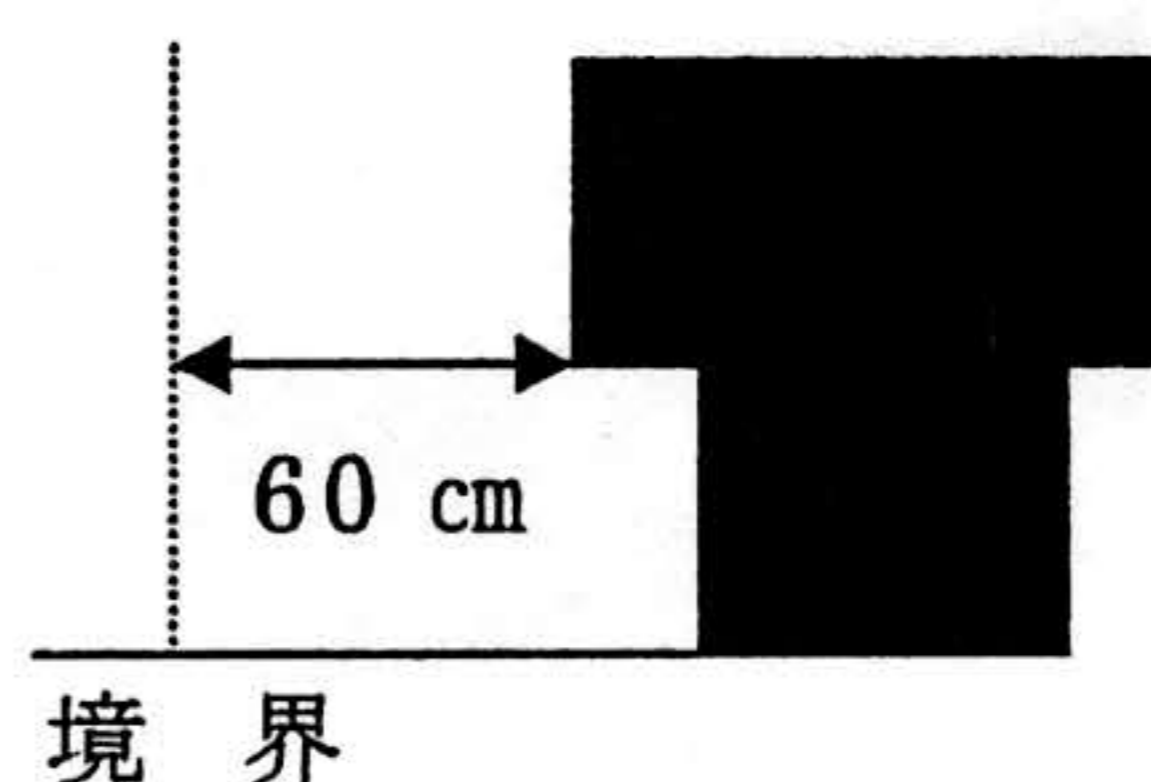
◆ 建築物等の用途、位置等

- ① 建築物の用途は、住宅とする。(工場不可)
- ② 隣地及び道路境界線からの壁線後退(軒先より)は、下記のとおりとし、後退距離のわかる立面図等を監理課まで提出すること。
(道路隅切部についても同様)
- ◎ 桁側は軒先より100cm以上、妻側は軒先より60cm以上の距離をとること。

(桁側)



(妻側)



- ③ 車庫等についても上記と同様する。ただし、車庫等については屋根形状の流れを自己所有地内方向にし、隣地所有者に承認を得れば後退は不要とする。

◆ 積雪対策

屋根雪が隣地に及ばないように、屋根形状の流れを工夫し、雪の落下防止を行うこと。

◆ 建設工事中における諸注意事項

- ① 分譲地内での建築ゴミは散在しないよう、整理整頓すること
- ② 汚水桝内には、工事用の有害汚水を流さないこと
- ③ 隣地を資材置場に利用する場合は必ずその土地の所有者の許可を得ること
- ④ 工事用の車両は他の車両の通行を妨げないように注意すること
- ⑤ 境界表示(杭・ピン等)に損傷を与えないよう、養生すること
- ⑥ 電柱及び支線の設置場所は変更できない
- ⑦ 道路等に損傷を与えた場合は、責任を持って復元すること
- ⑧ 敷地境界に塀、植栽などをする場合は隣地の所有者と協議すること
- ⑨ 敷地内の焚き火は禁止する